<見本>

(短期入所生活介護用)

介護老人福祉施設長渕園利用契約書

_____(以下、「利用者」といいます)と 長渕園(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護サービスについて、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう短期入所生活介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

- 1. この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定 または要支援の有効期間満了日までとします
- 2. 契約期間中の利用期間は[契約書別紙]のとおりです
- 3. 利用者は、利用開始予定日から10日間以上の猶予をおいて、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は、契約期間中であれば、短期入所生活介護の追加利用を申し込むことが出来ます。これに対し、事業者は、居室が確保できないなど正当な理由がない限りこれを断りません。
- 4. 利用者は、利用開始日の午前10時以降に入所し、利用終了日の午後4 時までに退所するものとします。
- 5. 利用者は、契約期間満了日から次の要介護認定の有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新することが出来ます。この場合、契約期間満了日までに更新後の契約期間中の利用期間を登録するものとし

ます。ただし、他の利用者の登録により、すでに定員に達している期間 を含めた利用期間は登録できません。

第3条(短期入所生活介護計画)

利用期間が4日間以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。事業者はこの「短期入所生活介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条 (短期入所生活介護の提供場所・内容)

- 1. 短期入所生活介護の提供場所は長渕園です。所在地および設備の概要は〔契約書別紙〕のどおりです。
- 2. 利用者が利用できるサービスの種類は[契約書別紙] のとおりです。事業者は、[契約書別紙]に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。
- 3. 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、第2項に定める各種サービスを適切に提供します。
- 4. 事業者は、「短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。
- 5. 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束を行いません。
- 6. 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条(身体拘束の禁止)

1. 事業者はサービス提供にあたり、身体拘束その他入居者の行動を制限する 行為を行いません。但し、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護する ため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 2. 前項の規定に基づき身体拘束等により行動制限を行う場合は、入居者等に対し、事前又は事後速やかに行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について説明いたします。
- 3. 事業者は、身体拘束等により行動制限した場合は、直ちにその日時、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間、決定者その他必要な事項について、サービス提供記録等に記録いたします。

第6条(虐待の防止)

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- 1. 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- 2. 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備します。
- 3. 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- 4. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

第7条(サービスの提供の記録)

- 1. 事業者は、毎回のサービスの終了時に、利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。
- 2. 利用者の利用終了に際し、事業者は実施したサービス内容等をその家族等に説明します。
- 3. 事業者は、短期入所生活介護の提供に関するケース処遇記録を作成し、契

約終了後2年間は保存します。

- 4. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、利用者に関する2項の ケース処遇記録を閲覧できます。
- 5. 利用者は、利用者に関する2項のケース処遇記録の複写物の交付を受けることができます。

第8条(料金)

- 1. 利用者は、サービスの対価として[契約書別紙]に定める利用単位毎の料金をもとに計算された合計額を短期入所生舌介護の利用毎に支払います。
- 2. 事業者は、料金の合計額の請求書に明細を附して、利用終了日に利用者に交付します。
- 3. 利用者は、料金の合計額を利用終了後10日以内に (の方 法で)支払います。
- 4. 事業者は、利用者から料金の支払を受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第9条(利用開始前のサービスの中止)

- 1. 利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の前日午後5時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2. 利用者が利用開始予定日の前日午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して[契約書別紙]に定める計算方法により、1日分の利用料の全部または一部を請求することができます。この場合、事業者は、明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者は請求害の交付を受けてから10日間以内に(の方法で)支払うものとします。

第10条(利用期間中のサービスの中止)

1. 利用者は、事業者に対して、前日迄に申し出ることにより、利用期間中で

も退所することができます。この場合の料金は実際の退所の日までの日数を基準に計算します。

2. 事業者は、利用者の体調が良好でなく、施設での生活に支障があると判断 した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の 取り扱いについては

[契約書別紙] に記載したとおりです。

3. 1項、2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。

第11条(料金の変更)

- 1. 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食事等の単価の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
- 2. 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく〔契約書別紙〕 を作成し、お互いに取り交わします。
- 3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第12条(契約の終了)

- 1. 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2. 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3. 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して、文書で通知する ことにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が 現にサービスを利用している期間中は、10日間の予告期間をおきます。
 - ①利用者が事業者に支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく1ケ月

以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも拘わらず 1 0 日間以内に支払 われない場合

- ②利用者またはその家族が、事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの重大な背信行為を行った場合
- 4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡若しくは被保険者資格を喪失した場合

第13条(秘密保持)

- 1. 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報及び当該家族の個人情報を用いません。
- 3. 事業者及び事業者の使用する者は、[社会福祉法人積善会 個人情報保護規程]に従い、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針のもと、個々に利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う事は致しません

第14条 (賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第15条 (緊急時の対応)

事業者は、現に短期入所生活介護の提供を行っているどきに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第15条 (相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第16条(電磁的記録等)

- 1. 事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができます。
- 2. 事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する ものうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又 は想定 されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て 、書面に代えて、電 磁的方法によることができます。

第17条 (本契約に定めのない事項)

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第18条 (裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、 利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合 意します。

第19条 (特記事項)

この契約書のほかに、以下の別紙が用意されます。

- (1) 契約書別紙
- (2) 重要事項説明書

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、 1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日 契約者氏名

事業者 社会福祉法人 積善会 介護老人福祉施設長渕園 東京都指定番号 1372800472 住 所 東京都青梅市長淵5丁目1421-14 管理者 理事長 川口 睦弘 印

利用者

住所

氏名 印

代理人

住所

氏名 印